

公立大学法人県立広島大学 第二期中期計画

(平成25年4月～平成31年3月)

平成25年3月

目 次

I 実践力のある人材の育成（教育の質の向上に関する目標）を達成するために取るべき措置	1
1 教育に関する取組	1
1-1 教育内容の質的向上・質的転換	1
（1）教育課程（プログラム）の体系化	1
（2）組織的な教育の実施と学修時間の実質的な増加・確保	1
（3）全学的な教学マネジメントの確立	3
（4）教育システムの再編と教育プログラムの再構築	3
1-2 意欲ある学生の確保	4
2 学士課程教育に関する取組	4
2-1 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保	5
2-2 全学共通教育の充実	5
2-3 専門教育の充実	6
2-4 キャリア教育の充実	7
3 大学院教育等に関する取組	7
3-1 大学院教育に係る教育内容の充実	7
3-2 助産学専攻科に係る教育内容の充実	8
4 国際化に関する取組	8
5 学生への支援に関する取組	9
6 大学連携推進に関する取組	10
II 地域に根ざした高度な研究（研究の質の向上に関する目標）を達成するために取るべき措置	10
1 研究水準及び研究の成果等に関する取組	11
（1）重点的研究分野の明確化と研究推進	11
（2）学際的・先端的研究の推進	11
（3）研究の質の向上	11
2 研究実施体制等の整備に関する取組	11
（1）産学官連携の推進	11
（2）外部研究資金の獲得支援	11
（3）研究費の効果的な配分	11
（4）研究費の適正使用の徹底	12
III 大学資源の地域への提供と新たな知的資産の創造（地域貢献に関する目標）を達成するために取るべき措置	12
1 地域における人材の育成に関する取組	12
（1）生涯を通じた学びの場の提供	12
2 地域との連携に関する取組	13
（1）地域貢献・連携（COC）機能の強化	13
（2）地域貢献・連携活動の質的向上	13
IV 大学運営の効率化（法人経営に関する目標）を達成するために取るべき措置	13
1 業務運営の改善及び効率化に関する取組	14
（1）組織運営の改善	14
（2）教職員の教育力等の向上	14
（3）業務執行の効率化	15
（4）戦略的広報の推進	15
2 財務内容の改善に関する取組	15
（1）自己収入の改善	15
（2）経費の抑制	15
（3）資産の管理・運用の改善	15
3 自己点検・評価に関する取組	16
4 その他業務運営に関する重要な取組	16
（1）危機管理・安全管理と人権侵害の防止	16
（2）情報公開の推進	16
（3）施設設備の整備・活用	16
（4）支援者との連携	17
V 予算、収支計画及び資金計画	18
1 予算（平成25年度から平成30年度）	18
2 収支計画（平成25年度から平成30年度）	19
3 資金計画（平成25年度から平成30年度）	20
VI 短期借入金の限度額	20
VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	20
VIII 剰余金の使途	20
IX 県の規則で定める業務運営に関する事項	21

大学を取り巻く状況は、グローバル化の進展、知識基盤社会への転換と価値観の多様化、少子化・高齢化の進展と人口減少社会への本格的転換、地域の自立・再生への要請など、大きく変化している。

このような状況の中、公立大学法人県立広島大学は、広島県が定める第二期中期目標（平成25年度～平成30年度）の「実践力のある人材の育成」、「地域に根ざした高度な研究」、「大学資源の地域への提供と新たな知的資産の創造」、「大学運営の効率化」の4つの目標を達成するために取るべき措置をまとめ、第二期中期計画（平成25年度～平成30年度）を策定した。

I 実践力のある人材の育成（教育の質の向上に関する目標）を達成するために取るべき措置

地域に軸足を置き、世界を視野に活躍できる人材の「育成拠点」として、全学的な教学マネジメントの下、地域や社会における今日的人材養成ニーズなどを踏まえた、体系的を有する教育プログラムの編成、学生の能動的な学修の拡大、学修成果の検証・可視化、国際化や大学連携の推進などに取り組む。

1 教育に関する取組

1-1 教育内容の質的向上・質的転換

(1) 教育課程（プログラム）の体系化

① 人材育成目標の明確化

地域や社会における今日的人材養成ニーズや学生が大学教育でどのような力を身につけたいかというニーズを踏まえ、地域に軸足を置き、世界を視野に活躍できる人材の育成拠点を目指し、全学（大学・大学院）及び各学部・各専攻は、人材育成目標の明確化・具体化に係る改定を行う。 (1)

② 学位授与方針等の策定

全学（大学・大学院）及び各学部・各専攻は、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）*を示すとともに、学生の受入れから学位授与までを視野に入れた体系的と一貫性のある教育課程（教育プログラム）の編成・実施に係る方針（カリキュラム・ポリシー）を確立する。 (2)

*学位授与方針等3つの方針URL:http://www.pu-hiroshima.ac.jp/01_hongaku/07_disclosure/index.html

③ 教育プログラムの改善と構造の明示

カリキュラム・ポリシーに基づき、学位を与える課程としての教育プログラムの編成・改善に努めるとともに、その構造・体系を分かりやすく示すため、科目間の関連や科目内容の難易を表現するナンバリングや履修系統図などの導入を図る。 (3)

(2) 組織的な教育の実施と学修時間の実質的な増加・確保

④ 教員間の連携と協力による組織的教育の実施と大学教育の質的転換

教員間の連携と協力により、学生の「主体的な学び」を拡大する教育内容・方法の改善、学修成果の検証、適正な成績評価、シラバス等の充実、学修時間の増加などに総合的・組織的に取り組み、教員中心の授業科目の編成から、体系的な教育プ

プログラム中心の授業科目の編成への転換を図るとともに、大学教育の質的転換を推進する。（関係項目(5)～(10)） (4)

⑤ 教育内容・方法の改善に資するFDの推進

組織としての教育力の向上、及び能動的学修の導入など学生の主体的な学びを拡大するための教育内容・方法の改善に向けて、ピア・レビュー[※]の拡充、学期の途中並びに学期末に実施している授業改善（評価）アンケートの組織的な活用、全学的な改革サイクルの確立に資するワークショップの開催などにより、FD（ファカルティ・ディベロップメント）[※]を推進する。 (5)

※ピア・レビュー：教員同士が互いの授業を公開し合い、授業内容や方法について検討し合うこと。

※FD（ファカルティ・ディベロップメント）：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。大学設置基準等においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めている。

⑥ 学修成果の把握と検証

学修成果に係る達成状況の把握に向けて、客観的・具体的な指標を用いた目標の設定に努める。また、入学後の成績調査や授業出席状況調査、資格取得状況、キャリア・ポートフォリオ[※]、卒業時の学生意見聴取、就職先意見聴取など各種データを収集・分析することにより、学生の学修成果を検証する。 (6)

※キャリア・ポートフォリオ：学生が、自らのキャリア形成について、自分自身で考え、ふり返り、充実した大学生生活をデザインしていくことを支援するために、大学での学びや課外活動で身につけた力を可視化するシステム。目標設定とふり返りに係る活用（記述・更新等）が随時できる。

⑦ 適正な成績評価と単位認定

平成22年度に導入したGPA制度[※]・CAP制[※]を実際に機能させながら、GPA分布の学部学科間の共有化、GPC[※]の公表などにより、組織として成績評価・単位認定並びに卒業・修了認定の適正化に努める。 (7)

※GPA制度：授業科目ごとの成績評価を5段階（A+・A・B・C・D）で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均を出す、学生の成績評価方法の一種。

※CAP制：単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。大学設置基準上の1単位の学修時間（予習・復習等を含めて45時間）を確保し、単位の実質化を図る取組。

※GPC：教員が学生に対して行った成績評価の授業科目（又はクラス）ごとの平均を算出したもの。GPAは学生個人の学修成果の指標であり、GPCは教員の教育活動の指標となる。

⑧ シラバス等の充実

授業関連資料として、他の授業科目との関連性に関する説明や他学部・他専攻学生の履修の可否などの記述を含む、履修科目選択用のコースカタログ（授業案内）、並びに各科目の各回の授業内容や事前学習等の具体的な指示等を含むシラバス[※]（授業計画）を作成し、学生による主体的な事前の準備や事後の展開などを促す。 (8)

※シラバス：各授業科目の詳細な授業計画。授業内容の概要を総覧するコースカタログとは異なり、各回の授業内容、準備学修等についての具体的な指示、到達目標、成績評価の方法・基準、参考文献などを含む。

⑨ シラバス等の公開

本学ウェブ・サイトへの掲載によりコースカタログを引き続き学内外に周知するとともに、シラバスについては、学内者向けウェブ・サイトに掲載し、その共有化

を図る。 (9)

⑩ 学修時間の実質的な増加・確保とその的確な把握

学生の主体的な学修を促す教育内容と方法の工夫，並びに学修環境の改善，学生の学修時間の実態把握などにより，学生の学修時間の実質的な増加・確保を目指す。 (10)

(3) 全学的な教学マネジメントの確立

⑪ 全学的な教学マネジメントの確立

学長を中心として，教学担当副学長，学部長及び専門的な支援スタッフ等がチームを編成し，人材育成目標等に応じた教育課程（プログラム）の編成・改善，並びに教員の教育力の向上を含む諸課題の発見と解決に資する，全学的な教学マネジメントの確立を目指す。 (11)

⑫ 専門的な支援スタッフ等の活用と養成

全学的な教学マネジメントを機能させるため，教員の適切な配置等に努めるとともに，専門的な支援スタッフの活用を検討し，教員だけでなく，職員等の専門スタッフによる組織的参画とその能力開発を促進する。 (12)

(4) 教育システムの再編と教育プログラムの再構築

⑬ 全学共通教育推進体制の強化

社会人としての基礎力，汎用的能力^{*}，幅広い教養，異文化理解・活用力を身につけた，グローバル化が進む企業や地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するため，全学共通教育を推進・統括する総合教育センターの機能・体制を強化する。具体的な取組として，全学的な教学マネジメントの下，全学共通教育と専門教育の有機的な連携を図れるよう，全学共通教育に係る全学支援体制^{*}を強化する。また，教員の専門性を活かして他学部・他学科で担当する全学共通教育科目を増やす取組を推進する。 (13)

^{*}汎用的能力：各専攻分野を通じて培う学士課程共通の「学修成果」の要素。知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能で，コミュニケーション・スキル，情報リテラシー，論理的思考力，問題解決力など。

^{*}全学支援体制：本学の学部・センターに所属する全ての教員が全学共通教育の運営を支援する体制。

⑭ 副専攻プログラムの導入と他学部履修等の促進

広い視野と専門性を兼ね備えた人材の育成，高い到達目標への挑戦等，多様化する学生のニーズに対して多様な学びの機会を提供するため，学部学科の特色づくりの一環として，主専攻分野の内外で体系的に学ぶことができる副専攻^{*}プログラムを一部の学部学科において導入し，成績優秀者や他学部生の発展的学習が可能になるカリキュラムの提供を検討する。

また，他学部履修等を促進するための効果的な仕組みを導入する。 (14)

^{*}副専攻：基本的には，主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる取組であって，規程の整備等により組織的に行われているものをいう。

⑮ 学部学科の再編に係る検討

グローバル化が進む企業や地域社会の課題に主体的に取り組み，住民の健康の増進や生命・食料・環境に関わる分野の専門知識や技術を修得させ，高度の専門性と幅広い知識を活用して問題解決に導く実践的な能力を有する人材を，適切かつ効果的に育成するとともに，教育面での本学の特色を伸長するため，県内他大学との連

携等に係る動向を視野に入れながら、学部学科の再編について検討する。(15)

⑯ 修士・博士課程の再編

学部学科の再編の動向を視野に入れながら、優れた研究者養成機能の強化、地域産業及び地域社会を支える高度専門職業人の育成を図るため、大学院総合学術研究科の修士・博士課程の再編について検討する。(16)

1-2 意欲ある学生の確保

⑰ アドミッション・ポリシーの明確化と発信

アドミッション・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシーとの整合性の観点から点検・見直しを行い、受入れる学生像を明確にし、学内外に積極的に周知する。(17)

⑱ 入学者選抜方法の改善

アドミッション・ポリシー及び志願状況に基づき、入学後の成績調査等の状況を踏まえ、必要に応じて、入試科目や選抜区分別の募集定員の見直しなど、入学者選抜方法の改善を行う。

また、学生収容定員の適正な規模について検討する。(18)

⑲ 戦略的な広報による優秀な学生の確保

優秀な学生を確保するため、オープンキャンパスや高校訪問・高大連携事業等による高校生への広報活動を積極的に行うとともに、受験生の志望動機等の分析に基づいた戦略的な広報活動を行う。(19)

⑳ 社会人の受入れ促進

各学部及び研究科の各専攻は、社会人特別選抜入試や科目等履修生・聴講生の受入れ、長期履修学生制度の運用、履修証明制度の導入など、それぞれの受入れ方針に沿った社会人の受入れを積極的に行い、社会人教育の充実を図る。(20)

㉑ 留学生の確保と教育・支援

求める留学生像を明確にし、留学生受入れ計画を策定するとともに、海外向け広報活動の充実、並びに国際交流協定締結校や本学への留学経験者等への継続的な情報発信を行うことにより、より多くの優秀な留学生を確保し、適切な教育及び支援を行う。(21)

〔数値目標：留学生受入数…120人（平成30年度）〕

㉒ 定員充足率の改善

定員充足率^{*}に課題を有する研究科の専攻にあっては、教育内容の充実、進学者の増加策、積極的な入試広報などに総合的に取り組み、定員充足率の改善を目指す。併せて、取組の成果を検証し、改善策を検討する。(22)

〔数値目標：研究科全体の定員充足率…100%（各年度）〕

^{*}定員充足率：在籍者数／入学定員×100

2 学士課程教育に関する取組

2-1 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保

㉓ 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保

学士課程教育の学修成果として、基礎学力や専門知識とともに、現代社会や次代を生き抜く基礎となるコミュニケーション力やプレゼンテーション力、問題発見・解決力、論理的思考力、異文化理解・活用力などを重視し、全学共通教育や専門教育の充実に総合的・組織的に取り組み、本学在学中に専門分野にかかわらず全ての学生に保証する（修得させる）力を「県立広島大学スタンダード」＜仮称＞と定義し、その具体化と確保（修得）を図る。（関係項目(24)～(30)(33)(34)） (23)

2-2 全学共通教育の充実

㉔ 英語力の全学的な養成

グローバル化への対応の基礎として、英語力に応じた習熟度別クラス編成と少人数教育、eラーニングシステム※の活用促進、TOEICスコアなどの単位認定への活用などを通して、英語力の全学的な向上に努める。 (24)

〔数値目標：2年次修了時までにTOEIC450点以上の到達者の割合…90%以上（平成30年度）〕

※eラーニングシステム：インターネットやイントラネットなどを利用した教育・学修システム。

㉕ 地域社会で活躍できる実践力等の育成

豊かな教養に支えられた洞察力を持ち、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力を育成するため、専門教育を支える幅広い基礎となる「教養科目」、学部学科の枠組みを越えて地域に関する理解を深める「地域科目」、高度な情報・コミュニケーション能力を養成する「リテラシー科目」などを一層充実するとともに、学生個人に応じた到達目標の明示や、アクティブ・ラーニング※の積極的な導入を図る。 (25)

※アクティブ・ラーニング：教員が一方向的に学生に知識伝達をする講義スタイルではなく、課題研究やディスカッション、プレゼンテーションなど、学生の能動的な学修を取り込んだ授業の総称。

㉖ 国家資格取得のための実習や地域活動を通じた学生の社会的自立の支援

国家資格取得のための実習、地域社会における学生の実践活動（ボランティア、地域課題解決に係る調査や提案等）の単位化などにより、地域活動に必要とされる資質や素養、主体性や責任感などの育成を支援する。 (26)

〔数値目標：学外実習・学外実践等科目※履修率…95%（平成30年度）〕

（各学部・学科）

※学外実習・学外実践等科目：インターンシップ、ボランティア活動、臨地実習、教育実習、博物館実習を含む。学科が科目指定。

㉗ 初年次教育・キャリア科目の充実

他者とともに豊かな社会づくりに貢献できる人材を育成するため、学生の大学への適応支援から就業力養成までの、大学や社会への円滑な移行を支援する初年次教

育科目やキャリア科目（就業力育成プレミアム科目※を含む。）の充実を図る。(27)

※就業力育成プレミアム科目：平成22年度文部科学省補助事業「大学生の就業力育成支援事業」（平成24年度から「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」）の中で開講した正課外のキャリア科目。技術や知識の社会応用に関する理解と実践的意識・態度・能力の修得を目指す科目。

⑳ 卒業要件に係る必要単位数の見直し

専門領域にかかわらず「学士」に求められる能力の多様化への対応として、専門教育の充実とのバランスを取りながら、卒業要件に係る全学共通教育科目区分での必要単位数の見直しを図る。(28)

2-3 専門教育の充実

㉑ 一貫した学士課程教育の推進

各学部は、総合教育センターとの連携の下、策定されたカリキュラム・ポリシーに基づき、初年次から卒業年次にかけての効果的な教育を実施する。(29)

〔数値目標：標準修業年限内の卒業率※…90%（各年度）〕

〔数値目標：標準修業年限の1.5倍以内の卒業率※…95%（同上）〕

※独立行政法人大学評価・学位授与機構編「大学機関別認証評価 自己評価実施要項」の算出規定に基づく。

〔数値目標：卒業時の総合的満足度…85%（同上）〕

（何れも各学部・学科）

〔数値目標：管理栄養士国家試験の合格率…95%（各年度）〕

〔数値目標：看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の各国家試験の合格率…100%（各年度）〕

〔数値目標：社会福祉士国家試験の合格率…90%（各年度）〕

〔数値目標：精神保健福祉士国家試験の合格率…95%（各年度）〕

㉒ 社会的評価を有する審査・試験の積極的な活用による学修成果の検証

社会的評価を有する外国語運用能力に係る判定試験（TOEIC, TOEFL, 中国語検定, 韓国語検定等）のほか、情報処理・活用力に係る技術者試験、バイオ技術や環境技術に係る試験等を積極的に活用して、学修成果の検証に資する。(30)

〔数値目標：卒業時までTOEIC700点以上到達者の割合…30%以上（平成30年度）〕（国際文化学科）

〔数値目標：卒業時まで中国語検定2級レベル以上到達者の割合…10%以上（平成30年度）〕（同上）

〔数値目標：卒業時の情報処理技術者試験合格率※…60%（各年度）〕（経営情報学科）

〔数値目標：中級バイオ技術者試験合格率※…80%（各年度）〕（生命環境学部）

〔数値目標：上級バイオ技術者試験合格率※…60%（各年度）〕（同上）

※学生の主体的な選択に基づく受験者の合格率。

③① 専門分野に係る経過選択制の導入

高校生の進路選択・決定能力の低下，入学後の学部学科とのミスマッチ，学修意欲の低下などの課題に対応するため，併せて，学部学科の特色づくりの一環として，入学後に専門分野を選べる「経過選択制※」の導入とその具体的な方法について検討する。

(31)

※ 経過選択制：募集単位を大きくくり化（例えば，学部単位）し，学生が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき，2年次又は3年次に専攻分野を決めることができる制度。

③② 国際社会や地域社会で活躍できる人材及び専門技術人材の育成

幅広い視野と国際社会で通用する実践力を持って積極的に行動でき，自ら課題を発見し，その課題を解決する主体性と実践的な力を兼ね備えた，地域社会に貢献できる人材の育成を図る。

また，技術者教育プログラムの検討・導入により，国内外で活躍できる専門技術人材の育成に努める。

さらに，保健・医療・福祉の領域において，高度な専門知識や総合的实践能力を有する人間性豊かな人材の育成を図る。

併せて，一部の専門課程等においては，外国語による専門科目の提供などにより，専門的な知識や技術を積極的に吸収し，国内外に向けて効果的に発信できる力の養成に努める。

(32)

2-4 キャリア教育の充実

③③ 産学官連携による実践的なキャリア教育の充実

学生の自主性や就業意識を涵養し，学生を社会人・職業人へ円滑に移行させるため，就業力の育成を目指し，国内及び海外インターンシップの活用，キャリア・就業力育成プレミアム科目の充実，学生支援型キャリア教育プログラムの再構築を推進するなど，産学官連携による実践的なキャリア教育を行う。（関連項目(27)）

(33)

③④ キャリア・ポートフォリオの活用

キャリア・ポートフォリオの活用やきめ細やかな履修指導を行うことによって，学生の自己形成を支援する。

(34)

3 大学院教育等に関する取組

3-1 大学院教育に係る教育内容の充実

③⑤ 優れた研究者と高度な専門知識や技術を有する職業人の養成

各専攻は，策定されたカリキュラム・ポリシーに基づき効果的な教育を行い，広い視野とマネジメント能力，応用実践能力を兼ね備えた，高度な専門知識や技術を有する職業人や優れた研究者を養成するとともに，社会人に対するより高度な学修

機会を提供する。 (35)

〔数値目標：標準修業年限内の修了率※…90%（各年度）〕

〔数値目標：標準修業年限の1.5倍以内の修了率※…95%（同上）〕

※独立行政法人大学評価・学位授与機構編「大学機関別認証評価 自己評価実施要項」の算出規定に基づく。

〔数値目標：修了時の総合的満足度…85%（同上）〕

⑩ 経営学分野の機能強化

地域のイノベーション力の強化に資する、中堅・中小企業の経営や多様な創業・新事業展開を担う人材、及び農業や医療等の分野における経営人材を養成するための実践的な教育プログラムを編成し実施するとともに、体系的な研究体制の構築を検討する。

こうした取組を通じて、地域の企業等に立脚した経営学の分野における高度専門職業人を育成するため、経営学修士課程（MBA）の設置を検討する。 (36)

⑪ 教員免許制度改革への対応

教員の資質能力の総合的な向上方策に係る教員免許制度改革の方向性を注視し、関係情報の収集に努めるとともに、同改革への対応を検討する。 (37)

3-2 助産学専攻科に係る教育内容の充実

⑫ 実践力のある助産師の養成

助産に必要な高度な専門知識と実践力を有し、地域社会の母子保健の発展に貢献できる助産師を着実に養成するため、実習施設の拡充等、体制の整備に努める。

(38)

〔数値目標：助産師国家試験の合格率…100%（各年度）〕

4 国際化に関する取組

⑬ 事業方針の制定と国際交流センター〈仮称〉の設置

国際化を推進するため、総合的な事業方針を定めるとともに、各学部・各専攻等との連携の下で関係業務を一元的に統括するため、国際交流センター〈仮称〉の設置を検討する。 (39)

⑭ 海外留学等の促進

学生が選択しやすい海外留学（短期を含む。）や海外インターンシップ等のプログラムを開発し、外国語教育の充実、単位認定の拡大、国際交流協定締結校の拡充、奨学金制度の拡充、危機管理体制の充実等による環境整備を行い、より多くの学生に海外体験の機会を提供する。 (40)

〔数値目標：海外留学派遣学生数…130人（平成30年度）〕

〔数値目標：国際交流協定締結校数…24校（平成30年度）〕

⑮ 優秀な留学生の受入れ拡大

留学生向け履修科目の拡充、受入プログラムの開発、奨学金制度の拡充等により外国人留学生の受入環境を整備し、主に国際交流協定締結校からの、優秀な学生の

受入れを拡大する。(41)

〔数値目標：留学生受入数…120人（平成30年度）〕（再掲）

④② 外国人留学生と日本人学生との交流促進

日本人学生と外国人学生との相互理解や交流を促進するため、多文化交流を实践する授業を開講するとともに、交流会や研修等を開催する。(42)

④③ 秋入学制への対応

本学大学院で実施している秋入学の実績や、他大学の議論や動向を踏まえ、適宜対応できるよう検討する。(43)

5 学生への支援に関する取組

④④ 学修支援

入学前教育や入学後の補習等により、大学教育への円滑な移行を支援するほか、チューター等が行う学修支援、講義資料の添付機能や参考書の検索機能等を備えたシラバスシステムの運用、学生が自らの学修成果の進捗状況を点検できるキャリア・ポートフォリオの活用、ICT教材やeラーニング教材の整備など、学生の学修意欲を引き出す支援を行う。

また、学生選書を含む蔵書や電子ジャーナル等の充実に努める。(44)

〔数値目標：学生1人当たり年間図書貸出冊数…15冊以上（各年度）〕（学術情報センター）

〔数値目標：退学者の割合（入学から標準修業年限内）…3%以下（各年度）〕

〔数値目標：退学者の割合（入学から1年以内）…1%以下（各年度）〕

（何れも各学部・研究科）

④⑤ 課外活動支援

サークル活動に対する支援、全学サークル活動発表会やスポーツ大会の開催、学生表彰制度の実施など、課外活動を学生の自己形成の場として幅広く支援する。(45)

④⑥ 学生生活の支援

チューター制度を効果的に運用するとともに、心理的不適応等の諸問題を抱えた学生の早期発見のための対応フローの運用、学生の相談への適切な対応、心身に障害を有する学生や経済的な事情を抱える学生への支援を行う。

また、感染症対策や薬物乱用防止対策の実施など、学生の健康維持に資する支援を行う。(46)

④⑦ 学生の「こころ」の健康支援

メンタル面での問題を抱える学生が増えていることから、カウンセリング体制の充実、ピア・サポーター*の育成と活用、ピア・プレイス*の運営などにより、学生の自己理解や自己決定、心理的不適応等の諸問題に対する解決のための働きかけを強化する。(47)

*ピア・サポーター：学生同士の相談活動や修学支援等のピア・サポート活動を行う、あらかじめ研修を受けた学生。

※ピア・プレイス：心理的不適応等の諸問題を抱えた学生などが、学内で安心して過ごせる場。

④⑧ 就職支援

就職ガイダンスや企業説明会の開催に加え、就職支援情報システムの効果的な活用を図るとともに、キャリアアドバイザーの配置や教員による求人開拓・インターンシップ受入れ先の拡充のための企業等訪問などにより、きめ細かな支援を行う。
(48)

〔数値目標：就職支援に対する卒業時の満足度…90%（各年度）〕

〔数値目標：進路（就職・進学）決定率…90%（各年度）〕

〔数値目標：就職希望者の就職率…100%（各年度）〕

（何れも各学部・研究科）

④⑨ 卒業生に対するキャリア支援

同窓会等と連携して、卒業生のキャリアや職場での悩みなどに関するキャリアセンターの相談窓口機能を強化する。
(49)

6 大学連携推進に関する取組

⑤⑩ 大学連携の推進

大学の教育機能の一層の向上など、産業界や地域社会からの多様で高度な期待に応えていくため、一般社団法人教育ネットワーク中国[※]と連携して、大学連携の推進役を担い、地域における関係事業の推進に積極的に取り組む。

また、連携事業の一環として、地域の研究力の更なる向上を目指して、国際的に極めて高い評価を得ている研究者の招聘や講演会の実施について検討する。
(50)

※一般社団法人教育ネットワーク中国：広島県内外の大学・短期大学・高等専門学校・教育委員会等によるコンソーシアム（正会員数：36）。

⑤⑪ サテライトキャンパスの設置と活用

サテライトキャンパス（県民文化センター）を設置・運営し、大学院授業の一部を開講するなど、本学独自の教育活動や地域貢献事業を実施するとともに、県内他大学・非営利組織等多様な主体との連携事業などを積極的に推進する。また、同キャンパスを県内他大学等との共同利用施設として位置づけ、他大学等の積極的な活用に供する。（例：単位互換，就職支援，学生交流，産学交流，教員免許状更新講習，中高大連携，高校生等への情報発信など）
(51)

⑤⑫ 新たな共同教育プログラムの開発・実施

サテライトキャンパスの高度な活用を図るため、県内他大学と連携して新たな教育プログラムを共同開発・実施する。（例：英語による教養教育科目，留学生日本語教育，大学院修士課程の社会人向け教育プログラムなど）
(52)

II 地域に根ざした高度な研究（研究の質の向上に関する目標）を達成するために取るべき措置

高度な専門的知識や技術の修得・創造並びに実践的な応用を通じて、学生の教育を支えるとともに、地域・社会の発展に寄与する「研究拠点」として、県内産業の活性化や

地域の再生・発展に寄与する研究，暮らしの安心に寄与する研究を推進し，地域の課題解決や活性化に積極的に取り組む。

1 研究水準及び研究の成果等に関する取組

(1) 重点的研究分野の明確化と研究推進

① 重点的研究分野の明確化

重点的に取り組むべき研究分野を明確化し，県内産業の振興や地域課題の解決に資する研究を推進する。

【重点的研究分野】

- ア 県内産業の活性化に寄与する研究（食品，バイオ，環境，企業経営，情報システム）
- イ 地域の再生・発展に寄与する研究（地域資源，コミュニティ）
- ウ 暮らしの安心に寄与する研究（健康，保健，福祉）

(53)

(2) 学際的・先端的研究の推進

② 学際的・先端的研究の推進

複雑・高度化する地域課題に対応した学際的研究や先端的研究を推進するため，学部・学科・専攻の枠を越えた学内共同研究を推進する。

(54)

(3) 研究の質の向上

③ 第三者評価等の活用

認証評価機関による第三者評価等を活用し，研究の質の向上に取り組む。

(55)

2 研究実施体制等の整備に関する取組

(1) 産学官連携の推進

④ 地域における共同研究の推進と地域への還元

大学の知的資源の地域への還元と実社会での応用的研究を推進するため，大学内の人的・知的資源を多面的に活用できる基盤づくりなど，実施体制の整備に取り組むとともに，広島県や県内市町，企業，非営利組織等多様な主体との共同研究を通じて，地域の課題解決や活性化に積極的に取り組む。

(56)

(2) 外部研究資金の獲得支援

⑤ 競争的資金の獲得支援

科学研究費補助金等の競争的資金について，積極的な応募と獲得を促進するため，応募や獲得に対するインセンティブを強化するとともに，申請書の作成を支援する。また，外部研究資金に関する情報を収集し活用する。

(57)

〔数値目標：科学研究費補助金の申請率（応募件数／教員数）…95%以上

（平成30年度）〕

〔数値目標：科学研究費補助金の獲得件数…80件以上（各年度）〕

⑥ 共同・受託研究の積極的受入

企業等学外からの共同・受託研究の受入に積極的に取り組む。

(58)

(3) 研究費の効果的な配分

⑦ 研究費の効果的な配分

学内の研究費（基本研究費、重点研究費等）の配分について、公正性・公平性・公開性を確保しながら、研究業績に加え教育・地域貢献・大学運営への教員の積極的な取組を総合的に評価して配分する。(59)

(4) 研究費の適正使用の徹底

⑧ 教職員の意識醸成

説明会の開催などにより、研究費・補助金の適正使用を徹底する。(60)

Ⅲ 大学資源の地域への提供と新たな知的資産の創造（地域貢献に関する目標）を達成するために取るべき措置

大学と地域が持つ資源を結び・活かす「連携拠点」として、地域のまちづくりなどに貢献できるマネジメント人材育成機能の強化、県民の高度な学習ニーズに対応した公開講座の質的充実、シンクタンク機能の強化、地域連携・交流機能の強化などに取り組む。

1 地域における人材の育成に関する取組

(1) 生涯を通じた学びの場の提供

① 地域の人材育成機能の強化

サテライトキャンパスを地域の教育拠点、産学官の連携拠点及び学生・社会人の交流拠点として位置づけ、企業等で活躍する社会人や専門職業人を対象にした、専門的スキルやマネジメント能力の向上に資する講座・セミナーを開設し、地域社会の活性化を担う人材の育成に取り組む。(61)

② 地域課題解決に資する人材育成プログラムの開発・提供

企業の経営や創業・新事業展開、地域資源開発などに係る教育プログラムを開発し、サテライトキャンパスにおいて開講する。同プログラムの成果を検証し、社会人教育に係る本学独自の制度を検討する。(62)

③ マネジメント人材の養成

広島県や県内の大学、企業、市町、非営利組織等と連携・協働し、企業等の経営イノベーションやグローバル化を推進する人材の育成、並びに地域の文化資源や産品、観光資源をマネジメントし、地域のまちづくりや地域おこしに貢献できる人材の育成に取り組む。(63)

④ 専門職養成や研修機会の提供

専門職養成等に関する地域のニーズに対応するため、本学の専門性を活かした講習会や研修会を開講する。（例：看護教員養成、教員免許状更新講習、ケアマネジャー養成）(64)

⑤ 公開講座の質的充実

サテライトキャンパスにおいて、成熟社会における県民の高度な学習ニーズに対応した質の高い公開講座を、幅広い世代に対して提供する。

また、各キャンパスにおいて、地域における生涯学習や社会人の学び直しのための公開講座等を開催する。(65)

〔数値目標：全ての公開講座受講者の満足度…80%（平成30年度）〕

⑥ 大学施設等の地域への開放

図書館やグラウンド、体育館などの施設・設備を可能な限り地域に開放する。
(66)

2 地域との連携に関する取組

(1) 地域貢献・連携（COC※）機能の強化

⑦ シンクタンク機能等の強化

地域産業の振興や地域社会の活性化に貢献するため、企業経営に対するコンサルティングや企業の課題解決、起業・創業に対する支援、食品・バイオ・環境・保健・医療・福祉などの分野における専門的な知的資源の提供、幅広い領域で地域の政策課題やまちづくりなどへの助言を行うシンクタンク機能を強化する。
(67)

※COC：Center of Community。文部科学省は、大学改革実行プラン（平成24年）で地域と大学の連携強化等、地域再生の核となる大学づくりを、大学改革の方向性、大学の機能の再構築の一環で求めている。

⑧ 地域連携・交流機能の強化

大学と地域が持つ資源やニーズを結び、互いに活かすための産学官連携や地域連携（教育・交流）を総合的に推進する拠点として、地域連携センター、宮島学センター、フィールド科学教育研究センター、及びサテライトキャンパスの機能強化を図る。

また、美術館や博物館、金融機関、経済団体と連携し、双方の資源を有効に利活用し、地域の活性化に貢献する。（関連項目(50)～(52)(56)）
(68)

⑨ 知的財産の技術移転の促進

企業等からの共同研究プロジェクトを積極的に受け入れるとともに、技術・経営相談、指導など地域企業等と研究交流を進めながら、知的財産の技術移転を促進する。
(69)

⑩ 産学交流の推進

企業ニーズと大学シーズのマッチングを支援する交流会等を積極的に開催するとともに、他機関が主催する交流会等への教員の参加を促進する。
(70)

(2) 地域貢献・連携活動の質的向上

⑪ 地域貢献・連携活動への学生の参加促進

地域貢献・連携活動への学生の積極的な参画を促進し、地域が抱える課題等を学生が主体的に把握し、実践的な問題解決能力等の修得につなげる取組を推進する。
(関係項目(25)(26)）
(71)

⑫ 地域貢献・連携活動の見える化

積極的な広報活動を展開して、大学の地域貢献・連携活動の「見える化」を推進する。
(72)

IV 大学運営の効率化（法人経営に関する目標）を達成するために取るべき措置

全学的なガバナンスの確立、優れた教職員の確保、財政基盤の強化、自己点検・評価結果の活用、人権侵害の防止、戦略的広報の推進などにより、経営・運営基盤の強化に取り組む。

1 業務運営の改善及び効率化に関する取組

(1) 組織運営の改善

① 組織運営に係る留意事項と体制の強化

理事長・学長のリーダーシップの下、法人や大学の目的（学部・学科等の目的を含む。）を大学の構成員に周知し、その共通理解に努めるとともに、大学内部における情報の共有化を進め、透明性のある大学運営に努める。（関係項目(92)(95)）

また、社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長・学長のトップマネジメントを支える経営企画機能及び教育企画機能を強化するとともに、全ての教職員が一体となって、大学の経営・運営に当たる体制の構築を図る。（73）

② 資源配分の重点化

今後の大学改革の方向性を踏まえた、人員配置や財源配分の重点化を進める。（74）

③ 教育運営体制の整備と全学的な教学マネジメント

理事長・学長のリーダーシップの下、教育運営体制を整備するとともに、効果的・効率的に教育プログラムを実施し、全学的な教学マネジメントの確立を図る。（関係項目(11)～(13)(29)(35)(38)）（75）

④ コンプライアンスの確保

内部統制のための基本方針を策定し、法令の遵守など公立大学法人としてのコンプライアンスを確保するとともに、大学経営に伴うリスクマネジメントに努める。（76）

(2) 教職員の教育力等の向上

⑤ 多様な教育・研究人材の確保

任期制や年俸制等の人事制度を活用しながら、教育力や研究力に優れた多様な経歴を有する教員の採用を積極的に推進する。（77）

⑥ 教員業績評価制度の適切な運用

教員の教育・研究・地域貢献・大学運営への貢献を適正に評価し、その結果を人事、給与、研究費等に反映させる教員業績評価制度を着実に実施する。（78）

⑦ 教員の教育研究力等の向上

教員に求められる資質能力の多様化・高度化に対応した職能開発を推進するため、FDを着実に実施するとともに、国内外研修制度の充実に取り組む。（79）

⑧ 職員のマネジメント力の向上

「事務職員人材育成プラン」に基づき、専門性の向上、教員との協働、学生支援の強化に向けたSD（スタッフ・ディベロップメント）*の取組など、大学職員に求められる能力開発を推進する。

また、優秀な人材確保に向け、長期的視野に立った職員採用に取り組むとともに、人材育成の視点から目標管理制度*を導入する。（80）

※SD（スタッフ・ディベロップメント）：職員を対象に、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質を向上させるための組織的な取組の総称。

※目標管理制度：期初に設定した目標を基に自己の業務を遂行し、期末にその達成度合を評価する制度。

(3) 業務執行の効率化

⑨ 業務執行の効率化

組織体制を不断に見直すとともに、業務内容を点検し、事務の簡素化・廃止のほか、事務処理権限を見直すなど業務執行体制の効率化に取り組む。(81)

(4) 戦略的広報の推進

⑩ 戦略的広報の展開

本学の知名度向上及び社会に対する説明責任を果たすため、広報の基本方針を定め、戦略的広報を展開する。(82)

⑪ 多様な広報媒体の活用

本学ウェブ・サイトの多言語対応を推進し、海外への積極的な情報発信を行うとともに、ソーシャル・ネットワーク・サービスなど、新たなメディア・ツールを活用した広報に取り組む。(83)

2 財務内容の改善に関する取組

(1) 自己収入の改善

⑫ 外部資金の獲得

法人運営の安定性・自律性を高めるため、企業等との共同・受託研究や科学研究費補助金等の競争的資金の積極的な獲得により、外部資金の恒常的な獲得を図る。(84)

〔数値目標：外部資金の年間獲得総額…2億円以上（各年度）〕

⑬ 多様な収入源の確保

有料公開講座等の増設、商品化につながる産品に係る技術指導等収入、大学施設使用料収入など、多様な収入源の確保に努める。(85)

(2) 経費の抑制

⑭ 人件費の抑制

教育研究・学生支援水準の維持向上に配慮しながら、教職員の適正な人員配置を行い、総人件費の抑制を図る。また、非常勤講師担当科目の削減や隔年開講等により経費の節減を図る。(86)

⑮ 経費の節減

管理的経費を中心に契約期間の複数年化、契約方法の競争的環境の確保で経費の抑制を図る。特に、光熱水費については電気調達に係る入札実施や省エネ対策により経費の節減を図る。(87)

(3) 資産の管理・運用の改善

⑯ 資産の適正な管理

全学的な視点から資産の効率的な管理を行うとともに、有償貸付や共同利用を促進する。(88)

⑰ 資金の適正な運用

資金の運用に当たって、法人の資金管理運用方針に基づき、毎年度管理計画を定

めて安全かつ効率的な運用管理を行う。

(89)

3 自己点検・評価に関する取組

⑱ 到達目標の可視化と各種データ・資料の収集

年度ごとや中間期における計画の達成状況を把握できるよう、各期の目標の具体的な設定に努める。また、客観性の高い点検・評価を行うため、大学運営に係る各種データや資料を継続的に収集・蓄積する。

(90)

⑲ 自己点検・評価の実施と評価結果の活用

大学運営に係る各種データや資料に基づき、部局等による客観性の高い自己点検・評価に努めるとともに、業務評価室による自己評価を実施し、その評価結果及び第三者による評価結果（設置者による法人評価結果、大学機関別認証評価結果等）を適切に大学運営の改善に反映させる。これらの自己点検・評価及び第三者評価の結果は、速やかに公表する。

(91)

⑳ 目標・課題の共有化

自主的・自律的な質保証の一助とするため、中期計画の達成状況について定期的に公開発表する場を設けるなど、学内における目標・課題の共有化に努める。

(92)

4 その他業務運営に関する重要な取組

(1) 危機管理・安全管理と人権侵害の防止

㉑ 危機管理・安全管理

事故や災害等に適切かつ迅速に対応するため、危機管理規程に基づく危機事象対応マニュアルを整備し、学生や教職員に対して安全教育や研修を実施するとともに、関係機関との連携強化を図る。

(93)

㉒ 人権侵害の防止

各種ハラスメントなどの人権侵害を防止するため、教職員・学生に対して人権に関する研修や啓発活動を実施する。

(94)

(2) 情報公開の推進

㉓ 情報公開の推進

法人経営の透明性確保と社会への説明責任を果たす観点から、大学内部における情報共有とともに、県民に対する情報公開の一層の促進を図り、法的に義務化された事項以外についても、集約して分かりやすく積極的に公表する。

(95)

(3) 施設設備の整備・活用

㉔ 計画的な施設整備・活用と環境への負荷に対する配慮

計画期間中の施設設備の整備・活用方針を定め、年次整備計画を策定し、計画的な整備・活用に努める。

また、施設・設備の更新に当たっては、環境への負荷を抑えた機種を選定に努め、エネルギー使用の合理化に十分に配慮して行う。

(96)

㉕ ICTを活用した大学運営システムの整備

効率的・効果的な大学運営を推進するため、セキュリティの高い情報ネットワークシステム及び高精細遠隔講義システムなどを計画的に整備し、学生や教職員の有

効活用を支援するとともに、情報倫理の醸成に努める。

また、遠隔講義システムの更新時に、サテライトキャンパスや他大学との接続について検討する。(97)

②⑥ 学生の学修環境の整備

学生の自主的な学修活動を支援するため、自習やグループワークで活用できる教室等の充実、教育教材や実験実習用設備の計画的な整備、自習用ノートパソコンの貸出の拡大などに取り組む。

また、滞在型学修スペース（ラーニングコモンズ※）の整備・運用など、図書館の学修機能の充実に取り組む。(98)

※ラーニングコモンズ：自律的な学修を支援し、知識の創造を促す、図書館の新しい学修空間。

(4) 支援者との連携

②⑦ ステークホルダーとの連携強化

保護者や卒業生、同窓会等の本学を取り巻くステークホルダーから継続的な支援が得られるよう、本学の教育研究活動等に関する情報提供などに努めるとともに、連携の強化につながる方法について検討する。(99)

②⑧ 卒業留学生組織

卒業（帰国）後も本学との交流を継続して行うことにより、優秀な留学生の受入れや、本学や広島県域への国際的な理解の深化や支援につながる期待があることから、卒業留学生のネットワークづくりについて検討する。(100)

V 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成25年度から平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	19,728
学生納付金収入	9,894
診療センター収入	114
その他の自己収入	612
目的積立金取崩	489
外部資金収入	648
補助金収入	96
借入金収入	0
計	31,581

区 分	金 額
支出	
人件費	20,624
一般管理費	4,081
教育研究経費	2,493
教育研究支援経費	2,775
学生支援経費	786
診療経費	78
外部資金事業費(受託等分)	648
外部資金事業費(補助金分)	96
施設整備費	0
借入金償還金	0
計	31,581

- 注1) 収入について、運営費交付金収入は、標準運営費交付金収入のみを計上しており、特定運営費交付金(退職手当・赴任旅費等特定の経費に充当)収入は計上していない。
- 注2) 支出について、特定運営費交付金に係る支出は計上していない。
- 注3) 外部資金には、科学研究費補助金(間接経費を除く。)を含まない。
- 注4) 運営費交付金の額は、平成24年度の額を基礎に試算したものであり、具体的な各事業年度の運営費交付金の額については、予算編成過程において再計算され決定される。

2 収支計画（平成25年度から平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	31,233
経常費用	31,233
業務費	26,321
教育研究等経費	4,953
外部資金等経費	744
人件費	20,624
一般管理費	3,847
財務費用	5
雑損	0
減価償却費	1,060
臨時損失	0

区 分	金 額
収入の部	31,007
経常収益	31,007
運営費交付金収益	18,816
学生納付金収益	9,894
外部資金等収益	648
補助金等収益	96
資産見返運営費交付金戻入	723
資産見返物品受贈額戻入	104
財務収益	12
雑益	714
臨時利益	0
純利益	—226
目的積立金取崩額	226
総利益	0

注) 収支計画と予算との額の違いは、資産取得及び減価償却に係るものである。

3 資金計画（平成25年度から平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	57,081
業務活動による支出	30,269
投資活動による支出	26,675
財務活動による支出	137
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	57,081
業務活動による収入	31,569
学生納付金収入	9,894
外部資金収入	648
運営費交付金収入	19,728
雑収入	1,299
投資活動による収入	25,512
財務活動による収入	0

注）資金計画と予算との額の違いは、資金運用に係るものである。

VI 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

区 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし